継続

原議保存期間	１年(令和４年３月31日まで)
有 効 期 間	一種(令和４年３月31日まで)

警察大学校国際警察センター所長
各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警務部長
警視庁公安部長 殿
警視庁刑事部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
（参考送付先）
庁内各局部課長

警察庁丁参総発第18号、丁参企画発第10号
丁人発第152号、丁刑企発第29号
丁国捜発第659号、丁外事発第40号
丁国テ発第101号

令和３年３月２５日
警察庁長官官房参事官
（国際・総合調整担当）
警察庁長官官房人事課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
警察庁警備局外事情報部外事課長
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

持続可能な通訳体制の確立について（通達）

現在、政府においては、訪日外国人旅行者数2,000万人の実現に向けて主としてASEAN諸国を対象とした査証の免除・緩和措置を実施するとともに、外国人材の受入れを推進しているところであることに加え、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も控えており、今後さらに多くの外国人が我が国を訪れることが予想される。これらに伴う治安の悪化も懸念されるところ、日本警察の通訳体制の更なる整備を推進する必要がある。都道府県警察の通訳体制は、部内通訳人（各都道府県警察から、その語学能力を見込まれ通訳人として指定・登録を受けている警察職員）と部外通訳人（各都道府県警察から委託を受けて通訳に従事する民間の通訳人）により成り立っているが、各都道府県警察においては、特に部内通訳人に関して、下記の点に留意し、持続可能な通訳体制の整備に努められたい。

記

１　部内通訳人の育成・運用

(1)　現状

部内通訳人は、通訳センター等の通訳運用部門以外の所属に配置されている場合、通訳要請を受けながらも自所属の業務の都合により応じられない場合が多く、通訳実施の機会を逸することによる通訳能力や士気の低下が懸念される。

また、通訳を実施する場合も、本来業務に支障のない非番や休日等に集中する傾向にある。通訳業務は、犯罪捜査・情報収集活動にとって不可欠であるにもかかわらず、現状において、部内通訳人の功績や苦労が必ずしも十分に評価されているとは言い難く、かつ、専門性が高い業務であるものの、部内通訳人の能力向上は、部内通訳人各人の自己研鑽に委ねられている面が少なくない。

(2)　取組事項

(1)の現状を踏まえ、部内通訳人の育成及び効果的な運用を確保するため、次の事項に取り組むこと。

ア　夜間・緊急時における迅速な対応や捜査の秘匿性を確保するため、部内通訳人の育成及び効果的な運用が極めて重要な課題であるとの認識を各部門で共有すること。

イ　部内通訳人が配置されている所属の幹部は、部内通訳人に対し過度な負担にならないよう配意しつつ、積極的に通訳実施の機会を与えること。

ウ　部内通訳人の勤務成績を適正に評価した昇任管理を行うとともに、通訳能力を必要とする部門・部署に部内通訳人を配置するよう努めること。

エ　部内通訳人が旺盛な士気を維持しつつ職務に精励するよう、部内通訳人の功労を適切に評価し、表彰を一層積極的に実施すること。

オ　部内通訳人の自己研鑽のみに頼ることなく、外国人を対象とした犯罪捜査や情報収集活動に必要な語学能力等に関する実践的な教養を実施し、専門的な知識・技能を有する部内通訳人を育成すること。

2　迅速かつ的確に対応できる通訳体制の整備

通訳が必要な事案に迅速・的確に対応できるよう、平素から部門横断的に通訳を要する事案における言語の種類や頻度に係る情報を収集・分析し、通訳需要の状況を把握するとともに、新たに通訳の需要が生じている言語や少数言語に関しては、短期的には必要な言語の部外通訳人の確保、中長期的には、計画的な教養等による部内通訳人の育成に努めること。また、部内通訳人の配置状況を検証し、真に必要な部署への配置に努めること。

【継続措置状況】
初回発出日：平成26年８月29日
（有効期間：平成32年３月31日）
継続措置日：令和２年３月５日
（有効期間：令和３年３月31日）
継続措置日：令和３年３月25日
（有効期間：令和４年３月31日）